

## 平成 26 年度第 2 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 27 年 2 月 12 日（木）に開催した都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

### 記

- 1 日 時 平成 27 年 2 月 12 日（木） 午後 2 時～ 午後 3 時 30 分
- 2 場 所 農業共済会館（神戸市中央区）7 階 大会議室
- 3 議事要旨

### ○第 1 号議案：阪神間都市計画道路の変更（3. 4. 94 号一庫紫合線の変更）

#### 【議案の説明】

本路線の沿線地域における住宅開発計画の廃止により、住宅地区と主要幹線道路を結ぶ連絡道路としての機能がなくなったことから、一部区間の都市計画を廃止する。

#### [概 要]

#### 位置、区域等

種別	名 称		位 置			区 域	構 造		
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員
幹線 街路	3. 4. 94	一 庫 紫合線	川西市 丸山台 1 丁目	猪名川町 伏見台 5 丁目	川西市 美山台 3 丁目	約 2, 600m	地表式	2 車線	16m

#### 【主な意見等】

なし

#### 【採決の結果】

原案どおり可決

### ○第 2 号議案：東播都市計画道路の変更（3. 4. 221 号本町緑が丘線ほか 1 路線の変更）

#### 【議案の説明】

（本町緑が丘線）

周辺の主要地方道三木三田線、一般県道志染土山線の整備により円滑な交通処理が可能となったことや、沿道の土地利用状況などを踏まえ、一部区間の都市計画を廃止し、名称を本町宿原線と吉田緑が丘線に変更する。

また、道路整備後の精査等に伴う区域変更を行う。

（三木中央線）

道路整備後の精査等に伴う区域変更を行う。

[概要]

位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員
幹線街路	3.4.221	本町宿原線	三木市本町2丁目	三木市宿原字宮ノ下		約2,570m	地表式	2車線	16m
	3.4.223	三木中央線	三木市福井字三木山	三木市鳥町字ユウベ		約4,960m	地表式	2車線	16m
	3.5.663	吉田緑が丘線	三木市志染町吉田字丸山	三木市緑が丘町中2丁目		約3,010m	地表式	2車線	12m

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第3号議案：中播都市計画道路の変更（3.4.25号高橋山崎線の変更）

【議案の説明】

周辺の市街地形成などの状況から、本路線に求められる機能は国道312号等で確保されたため、一部区間の都市計画を廃止し、名称を変更する。

[概要]

位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員
幹線街路	3.4.25	高橋西治線	福崎町高橋字山城	福崎町西治字二反田		約1,830m	地表式	2車線	16m

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第4号議案：西播都市計画道路の変更（3.5.103号竜野相生線の変更）

【議案の説明】

相生市とたつの市を連絡する一般県道たつの相生線が整備され、本路線に求められる機能が確保されたことから、一部区間の都市計画を廃止する。

【概要】

位置、区域等

種別	名 称		位 置			区 域	構 造		
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員
幹線 街路	3.5.103	竜野 相生線	相生市 汐見台	相生市 陸 字東汐見塚		約 270m	地表式	2車線	12m

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第5号議案：篠山都市計画公園の変更（9.6.1号丹波並木道中央公園の変更）

【議案の説明】

社会経済状況の変化により事業化が困難となっており、未整備の公園機能についても近隣の類似施設等で代替性が確保されていることから、一部区域の都市計画を廃止する。

【概要】

位置、区域等

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
広域 公園	9.6.1	丹波並木道 中央公園	篠山市大山下字川向井ノ 坪及び字桂谷並びに西古 佐字奥ノ谷、字田漬山、 字池ノ奥、字御釈迦、字 三釈迦山、字奥ノ谷坪、 字森田ノ坪、字田漬ノ坪 及び字見釈迦奥ノ坪	約 70.9ha	並木道、森林活動センタ ー、芝生広場、森の広場 (面積及び区域の変更)

【主な意見等】

なし

【採決の結果】  
原案どおり可決

○第6号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である姫路市が、県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

本案件は、「循環型社会形成推進」「震災後の電力事情改善」「万が一の災害時における電力供給・廃棄物の適正処理」への更なる貢献のために、既存の産業廃棄物処理施設（焼却施設）敷地内に、新たに同程度の能力の焼却施設1機を増設する計画であり、併せて発電施設として整備しようとするものである。

【概要】

- ① 位置 姫路市飾磨区中島字宝来 3059 番 3 及び 3059 番 22
- ② 面積 約 23,000 m<sup>2</sup>
- ③ 施設の概要 産業廃棄物の焼却施設

産業廃棄物	当初許可時の処理能力	増設後の処理能力
汚泥	42.89 m <sup>3</sup> /日	123.18 m <sup>3</sup> /日
廃油	100.69 m <sup>3</sup> /日	198.82 m <sup>3</sup> /日
廃プラスチック類	53.86 t/日	95.38 t/日
その他産業廃棄物(木くず等)	90.62 t/日	178.94 t/日

【主な意見等】

なし

【採決の結果】  
原案どおり可決

○報告事項

阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直しについて

阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市再開発方針等及び区域区分の見直し状況について、作業進捗状況、見直し概要及び今後の予定を報告した。

【主な意見等】

本マスタープランの内容では、地域の暮らしが持続可能とならない。また、本当の意味での地域創生につながらない。区域区分は、若者が流出して社会が閉塞化している地域においては、国の地方創生の流れに逆行するものと思われるため、根本的に見直していくべき。

4 お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課都市行政班  
(078) - 362 - 3578

※ この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、3月下旬には同センターにおいて閲覧できる予定です。